

青森県報

第二千七百四十一号

平成十九年
二月十三日
(火曜日)

目 次

告 示

字区域の変更……………	(市)	振興町	課	一
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………	(高)	齢福	社	四
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………	(同)			四
介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………	(同)			四
障害福祉サービス事業者の指定……………	(障)	害福	祉	五
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(同)			五
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定……………	(同)			五
青森県立美術館に係る使用料の徴収事務の委託……………	(観)	光企	画	五
正 誤……………	(事)	務	局	六
平成十八年三月三十一日号外第三十一号人事委員会中……………	(人)	事	委	六

告

示

青森県告示第八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定により、東

北町長から東北町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

上北郡東北町横沢山国有林一〇九二林班水小班、い³小班、横沢第二国有林一二七三林班に小班、い³小班で、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の查六二の点から処一の点までの点を順次連結する線及び查六二の点と処一の点を結ぶ線で囲まれる区域、S・二九の点から三一の点までの点を順次連結する線及びS・二九の点と三一の点を結ぶ線で囲まれる区域を字横沢頭に編入する。

(横沢山国有林一〇九二林班水小班)

查六一	点	X座標	+九五〇五八・九六メートル
		Y座標	+三〇七四八・五九メートル
查六三	点	X座標	+九五〇五五・九八メートル
		Y座標	+三〇七三九・二一メートル
查六三イ	点	X座標	+九五〇四五・四九メートル
		Y座標	+三〇七二六・八二メートル
查六四	点	X座標	+九五〇四三・二六メートル
		Y座標	+三〇七二四・〇一メートル
查六五	点	X座標	+九五〇三六・五一メートル
		Y座標	+三〇七一六・〇〇メートル
S・二七	点	X座標	+九五〇四〇・四二メートル
		Y座標	+三〇六九九・五八メートル
查六六	点	X座標	+九五〇四〇・六六メートル
		Y座標	+三〇六九八・五五メートル
查六七	点	X座標	+九五〇四九・三〇メートル
		Y座標	+三〇六九二・二九メートル
S・一	点	X座標	+九五〇四七・六八メートル
		Y座標	+三〇六八八・九五メートル

査六七補一	点	X座標	+九五〇四五・七八メートル
査六七一	点	Y座標	+三〇六八五・〇五メートル
査六七一	点	X座標	+九五〇三八・九九メートル
査六七二	点	Y座標	+三〇六八五・一七メートル
査六七二	点	X座標	+九五〇〇七・五八メートル
査六七三	点	Y座標	+三〇六九〇・〇六メートル
査六七三	点	X座標	+九四九八〇・六六メートル
査六七四	点	Y座標	+三〇六八八・三五メートル
査六七四	点	X座標	+九四九四七・三五メートル
査六七五	点	Y座標	+三〇六八二・一九メートル
査六七五	点	X座標	+九四九〇三・八二メートル
所六五	点	Y座標	+三〇六六九・九五メートル
所六五	点	X座標	+九四八八二・七〇メートル
S・一三	点	Y座標	+三〇六六九・〇七メートル
S・一三	点	X座標	+九四八七〇・四二メートル
所六四	点	Y座標	+三〇六八六・九六メートル
所六四	点	X座標	+九四八四九・六〇メートル
所六三	点	Y座標	+三〇七一一・二八メートル
所六三	点	X座標	+九四八二六・二八メートル
所六二	点	Y座標	+三〇七二七・二四メートル
所六二	点	X座標	+九四八一二・九一メートル
処二二	点	Y座標	+三〇七三二・二六メートル
処二二	点	X座標	+九四七九四・九五メートル
S・一四	点	Y座標	+三〇七三二・二六メートル
S・一四	点	X座標	+九四八一六・〇九メートル
処二一	点	Y座標	+三〇七三四・六七メートル
処二一	点	X座標	+九四八二六・七二メートル
処一〇	点	Y座標	+三〇七三五・八八メートル
処一〇	点	X座標	+九四八六三・八七メートル
所五	点	Y座標	+三〇七三一・〇三メートル
所五	点	X座標	+九四八七二・四五メートル
所五	点	Y座標	+三〇七二九・八九メートル
所五	点	X座標	+三〇七二九・八九メートル

所六	点	X座標	+九四八七九・〇三メートル
所六	点	Y座標	+三〇七一六・〇一メートル
所七	点	X座標	+九四八七九・一四メートル
所七	点	Y座標	+三〇七〇〇・七五メートル
所八	点	X座標	+九四八八四・二七メートル
所八	点	Y座標	+三〇六九一・九八メートル
所九	点	X座標	+九四九一〇・八八メートル
所九	点	Y座標	+三〇六九四・二九メートル
所一〇	点	X座標	+九四九四二・八四メートル
所一〇	点	Y座標	+三〇七〇三・七一メートル
所一一	点	X座標	+九四九五五・六九メートル
所一一	点	Y座標	+三〇七〇九・八六メートル
所一二	点	X座標	+九四九九九・六六メートル
所一二	点	Y座標	+三〇七一七・八三メートル
所一三	点	X座標	+九五〇二〇・四二メートル
所一三	点	Y座標	+三〇七二〇・八九メートル
所一四	点	X座標	+九五〇三〇・〇二メートル
所一四	点	Y座標	+三〇七二六・八〇メートル
処二一	点	X座標	+九五〇二一・八二メートル
処二一	点	Y座標	+三〇七四三・三六メートル
処二	点	X座標	+九五〇三六・五〇メートル
処二	点	Y座標	+三〇七五五・五八メートル
処一	点	X座標	+九五〇五三・九〇メートル
処一	点	Y座標	+三〇七六二・六六メートル
(横沢山国有林一〇九二林班い ₃ 小班)			
S・二九	点	X座標	+九四六五六・五五メートル
S・二九	点	Y座標	+三〇六九六・〇一メートル
三〇	点	X座標	+九四六六五・八三メートル
三〇	点	Y座標	+三〇七〇六・五七メートル
二九	点	X座標	+九四六八六・三二メートル
二九	点	Y座標	+三〇七一三・七七メートル
二八	点	X座標	+九四六八八・三〇メートル
二八	点	Y座標	+三〇七二九・八九メートル

右二二	点	X座標	+九四四三三・三五メートル
S・三〇	点	Y座標	+三〇五七一・九四メートル
		X座標	+九四四四五・〇五メートル
(横沢第二国有林二二三林班に小班)			
右一一三	点	Y座標	+三〇五七一・三一メートル
横右一	点	X座標	+九四四八五・四八メートル
		Y座標	+三〇五八四・三九メートル
横右一〇	点	X座標	+九四四九五・三四メートル
		Y座標	+三〇六〇三・〇六メートル
横右九	点	X座標	+九四五二〇・六六メートル
		Y座標	+三〇六一四・一七メートル
横右八	点	X座標	+九四五四八・二七メートル
		Y座標	+三〇六二〇・八七メートル
横右七	点	X座標	+九四五六八・七六メートル
		Y座標	+三〇六三一・九一メートル
横右六	点	X座標	+九四五九二・六九メートル
		Y座標	+三〇六四〇・三六メートル
横右五	点	X座標	+九四六二一・八二メートル
		Y座標	+三〇六四八・四八メートル
横右四	点	X座標	+九四六三五・七六メートル
		Y座標	+三〇六六九・七三メートル
横右三	点	X座標	+九四六五八・九九メートル
		Y座標	+三〇六七七・二二メートル
S・二八	点	X座標	+九四六六六・四三メートル
		Y座標	+三〇六八六・八七メートル
横右二	点	X座標	+九四六六九・〇八メートル
		Y座標	+三〇六七九・八九メートル

右一一	点	X座標	+九四四〇八・七〇メートル
右一〇	点	Y座標	+三〇五七〇・二八メートル
		X座標	+九四四〇六・四二メートル
右一〇九	点	Y座標	+三〇五七七・五〇メートル
		X座標	+九四三八五・六四メートル
右一〇八	点	Y座標	+三〇五七六・九〇メートル
		X座標	+九四三五三・〇六メートル
右一〇七	点	Y座標	+三〇五七九・五七メートル
		X座標	+九四三四七・六〇メートル
右一〇六補一	点	Y座標	+三〇五七五・五五メートル
		X座標	+九四三四五・八八メートル
横左一〇	点	Y座標	+三〇五七五・八四メートル
		X座標	+九四三三三・一八メートル
横左九	点	Y座標	+三〇五九一・三七メートル
		X座標	+九四三六三・六八メートル
横左八	点	Y座標	+三〇六〇四・六三メートル
		X座標	+九四三七九・四六メートル
横左七	点	Y座標	+三〇六一〇・二六メートル
		X座標	+九四三九五・九六メートル
横左六	点	Y座標	+三〇六〇九・五三メートル
		X座標	+九四四〇九・八二メートル
S・三一一	点	Y座標	+三〇六〇五・五三メートル
		X座標	+九四四二二・七六メートル
横左五	点	Y座標	+三〇六〇二・二六メートル
		X座標	+九四四四四・九一メートル
横左四	点	Y座標	+三〇五九六・六七メートル
		X座標	+九四四八六・七三メートル
横左三	点	Y座標	+三〇六〇二・四八メートル
		X座標	+九四五二三・四一メートル

青森県告示第八十八号

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所名称	所在地	廃止年月日
特定非常利活動法人きらきらひかる弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	訪問介護	ホームヘルプサービス	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成 一六・三・二五	
社会福祉法人楽晴社	三沢市大町二丁目六の二七	訪問介護	岡三沢ホームヘルプシステム	三沢市東岡三沢一丁目五七の一 W九五B	一六・三・三三	
津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	訪問看護	衛生訪問看護ステーションひとつや	五所川原市大字ツ谷五〇八の七	"	
有限会社セイフテイス	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	訪問介護	有限会社セイフテイサービス	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	一九・一・二五	

青森県告示第八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十九年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 横左一 点 X座標 +九四五四九・九八メートル
Y座標 +三〇六三二・六二メートル
- 横左一 点 X座標 +九四五八八・一〇メートル
Y座標 +三〇六四五・八七メートル
- 三一 点 X座標 +九四六二二・四七メートル
Y座標 +三〇六五七・二二メートル

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条の二の規定により公示する。

平成十九年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅介護支援事業所名称	所在地	廃止年月日
特定非常利活動法人きらきらひかる弘前	弘前市大字藤野二丁目六の一	居宅介護支援事業所	弘前市大字藤野二丁目六の一	平成 一六・三・二五	

青森県告示第八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成十九年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービス種類	介護予防サービス事業所名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人楽晴社	三沢市大町二丁目六の二七	訪問介護	ヘルプシステム	三沢市東岡三沢一丁目五七の一 W九五B	平成 一六・三・三三	
有限会社セイフテイス	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	訪問介護	有限会社セイフテイサービス	五所川原市大字石岡字藤巻三五の二二	一九・一・二五	

青森県告示第八十八号

青森県告示第九十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	名 称	所在地	指 定 年 月 日
株式会社ホリスティック青森	青森市自由ヶ丘一丁目八の二	居宅介護重度訪問介護	ヘルパーステーションふれあいハート	青森市浜館四丁目一の一の二	平成一九・二・一		
合資会社彩り工房	八戸市大字河原木字高館六六の五六	就労継続支援B型	いろいろ	八戸市大字河原木字高館六六の五六	"		
社会福祉法人嶽陽会	弘前市大字富田町七九	居宅介護重度訪問介護行動援護	訪問介護事業業松山荘ケアセンター	弘前市大字五代字田屋敷二四〇の一	"		

青森県告示第九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成十九年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	名 称	所在地	廃 止 年 月 日

青森県告示第九十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	相談支援事業を行う事業所	名 称	所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人豊寿会	八戸市大字妙字分枝二七の一	妙光園	八戸市大字妙字分枝二七の一	平成一九・二・一		
社会福祉法人青森市社会福祉協議会	青森市本町四丁目一の三	指定相談支援事業所ほたる	青森市浪岡大字浪岡字稲村二七	"		

青森県告示第九十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、工藤甲人展実行委員会に対し、平成十九年二月十三日から同年三月三十一日までの間における青森県立美術館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十九年二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

正

誤

人事委員会事務局

平成19年 外第32号	発行年月日 番号
人事委員会規則	区 分
七 三 九	番 号
二 三	ペ ー ジ
上	段
一	行
八級	誤
七級	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭